

## 新座市民会館 後援名義申請要綱

新座市民会館の利用者が主催するイベントについて、一定の条件で「新座市民会館(指定管理者：株式会社ケイミックスパブリックビジネス)後援」名義を使用できます。

後援名義のあるイベントは、会館のホームページでの告知や SNS 配信などで情報発信をサポートし、新座市民の文化活動を支援します。

条件等につきましては、以下のとおりです。

### 1. 【後援名義使用許可を申請できる条件】

- (1) 主催者が新座市民であり、新座市民会館の利用者であること。
- (2) 主催者は一般の文化団体や市民団体、またそれに類する団体であること。  
※企業、営利団体または営業や販売につながるものは不可
- (3) イベントの内容が文化施設としてふさわしいものであること。
- (4) イベントの開催、情報の正誤について主催者(利用者)が責任を負うこと。
- (5) 新座市民会館(指定管理者：株式会社ケイミックスパブリックビジネス)後援名義使用に関して、新座市民会館の指示、要請に応じること。

※上記のすべての条件に当てはまるイベントのみ申請を受理します。

### 2. 【後援名義を使用するイベントのサポート内容】

#### (1) 後援名義の使用許可

チラシやホームページに「後援：新座市民会館(指定管理者：株式会社ケイミックスパブリックビジネス)」と記載出来ます。

#### (2) ホームページ、Facebook、X(旧 Twitter)への掲載

市民会館のホームページ及び SNS 各種へチラシや画像と共にイベント情報を掲載出来ます。

### 3. 【申請方法・その他】

- (1) 施設予約が確定してから、所定の書式にご記入ください。
- (2) 新座市民会館(指定管理者：株式会社ケイミックスパブリックビジネス)後援名義使用については、新座市民会館館長が許可の判断を行います。

※可否判断の結果についての申し立ては受け付けません。